

## 熊本県における地方教育会の研究

堀 浩太郎

### A Study of Local Educational Associations in Kumamoto Prefecture

Koutaro HORI

(Received September 2, 1996)

#### はじめに

本稿は、熊本県における地方教育会の研究の端緒として明治後半期に出版された教育雑誌の分析を通して熊本県教育会の特異性の一端を明らかにするとともに、明治初期における教育会の実体を紹介することを目的とする。

地方教育会<sup>1)</sup>は学制期の「学事会議」に原型を求めることができるといわれる<sup>2)</sup>。この会議は、1) 学区取締会議、2) 教員会議、3) 教育会議(議会)の三つに分類され、いずれも「地方官の学政上における諮問機関という面と、小学校教員の研修・経験の交流組織という面との、二つの特徴」を持っていた<sup>3)</sup>とされる。その後学制期末期になると1879年8月創立の千葉教育会のように、地方当局が招集する教育会(議)ではなく、教育者有志の団体・結社としての教育会が現れるようになるという<sup>4)</sup>。地方三新法の実施により地方議会が生まれさらに自由民権運動の広がりの中で政治結社が叢生するなかで、これらの影響を受けた教員有志の教育会が生まれてきた。それらの名称は、教育会の他に「教育協会、教育社、教育義会、教育義社、教育学会、教育議会など様々」であった<sup>5)</sup>。明治十年代の半ばには地方当局の諮問機関たる「教育会」と教員有志による「教育会」の二種類の「教育会」が存在したことになる<sup>6)</sup>。教育会の変質は文部省の警戒するところとなり、文部省達第21号、第22号を1881年<sup>7)</sup>に出して取り締まりを強め、翌年学事諮問会でも「(従前の教育会でも)甚シキニ至テハーノ演説会場ニ擬シ或ハ奇僻ノ教育説ヲ唱ヘ若クハ妄ニ成法ヲ議シテ一場ノ喝采ヲ博セントスルカ如キモノアリ或ハ議論精密確實ナラスシテ軽躁詭激ニ涉リ放言邪詞モ顧ミサルカ如キモノアリ之ヲ要スルニ徒ニ学政ノ得失ヲ論議スルニ止テ實際ノ利害ヲ考ヘス架空ノ演説ヲ主トシテ着実ノ講究ヲ旨トセサルカ如シ故ニ遂ニ教育上害アリテ益ナキノ議ヲ来タスニ至(る場合があるとし)」注意改良を示唆し、「有志者ノ私設ニ係ル教育会ニ至テハ猶ホ之ヨリ甚シキモノアルカコトシ<sup>8)</sup>」と述べ、教員有志の教育会をより注意するよう指示している。

しかし森有礼文部大臣のとき、先の二つの達が廃止された(1886年2月13日第1号達)ことなどから府県レベルでの教育会の設立は進み、1889年までに全国の五分の四以上の府県に教育会が設立された<sup>9)</sup>。

## 1

渡部宗助氏の研究により明治期における府県教育会の設置状況をみると1893(明治26)年までの空白地域は青森・奈良の2県のみである<sup>10)</sup>。1893年には山形県と並んで熊本県に連合教育会が結成されたとある。最も早い千葉県(1879年)と比較すると実に14年の開きがある<sup>11)</sup>。このことから、熊本県における県教育会の成立は全国の中でも最も遅い部類に入ると言えるであろう。『熊本県教育史』の「各郡市教育会の状況」によれば、次のようなことがわかる<sup>12)</sup>。

熊本市教育会の組織成立

明治22年5月<sup>13)</sup>三浦晟彦内藤小平太等有志数十名が東肥教育会を組織し、大東立教雑誌(同21年5月芥々巒関係者で刊行)第11号<sup>14)</sup>から改題「文学世界」と称し学術言論の発表をして互に修養研究をしていたが、市制実施前に熊本区長松崎迪の時熊本区教育談話会という教育有志者の団体を組織した。明治22年9月第一代市長杉村大八の時私立熊本市教育談話会の組織が成立し、会頭に坂口元雄(熊本高等小学校長)副会頭に井上伊和熹(一新小学校長)を推選し、理事に三浦晟彦上野又十内藤小平太等を選出した。各学校一名の代表者は市役所に会合し規則を議定し同11月第一回総集會を蔚山町本願寺説教所に開催した。

これによれば<sup>15)</sup>、1887(明治20)年1月有志者により「大東立教雑誌」が発刊され翌年4月東肥教育会が設立され機関誌を「文学世界」と改題したこと、熊本区教育談話会さらに私立熊本市教育談話会を経て熊本市教育会の第一回総集會が89年11月開催されたということがわかる。

一方、前掲同書の「教育雑誌の変遷」<sup>16)</sup>をみると、

1889年教育同志懇談会から「熊本教育雑誌」が発刊され、1年余り後月刊の「熊本教育月報」となる。3年後主筆の伊津野満仁太が小学校長であったことから県当局の命により廃刊に追い込まれたが、1893年梶原保人による「九州教育雑誌」が後を継ぐこととなった。この雑誌は1907年8月号まで存続し、その後熊本県教育会の機関誌となった。

とある。

つまり1887年以降ほぼ同時期に複数の教育雑誌が存在していたのである。

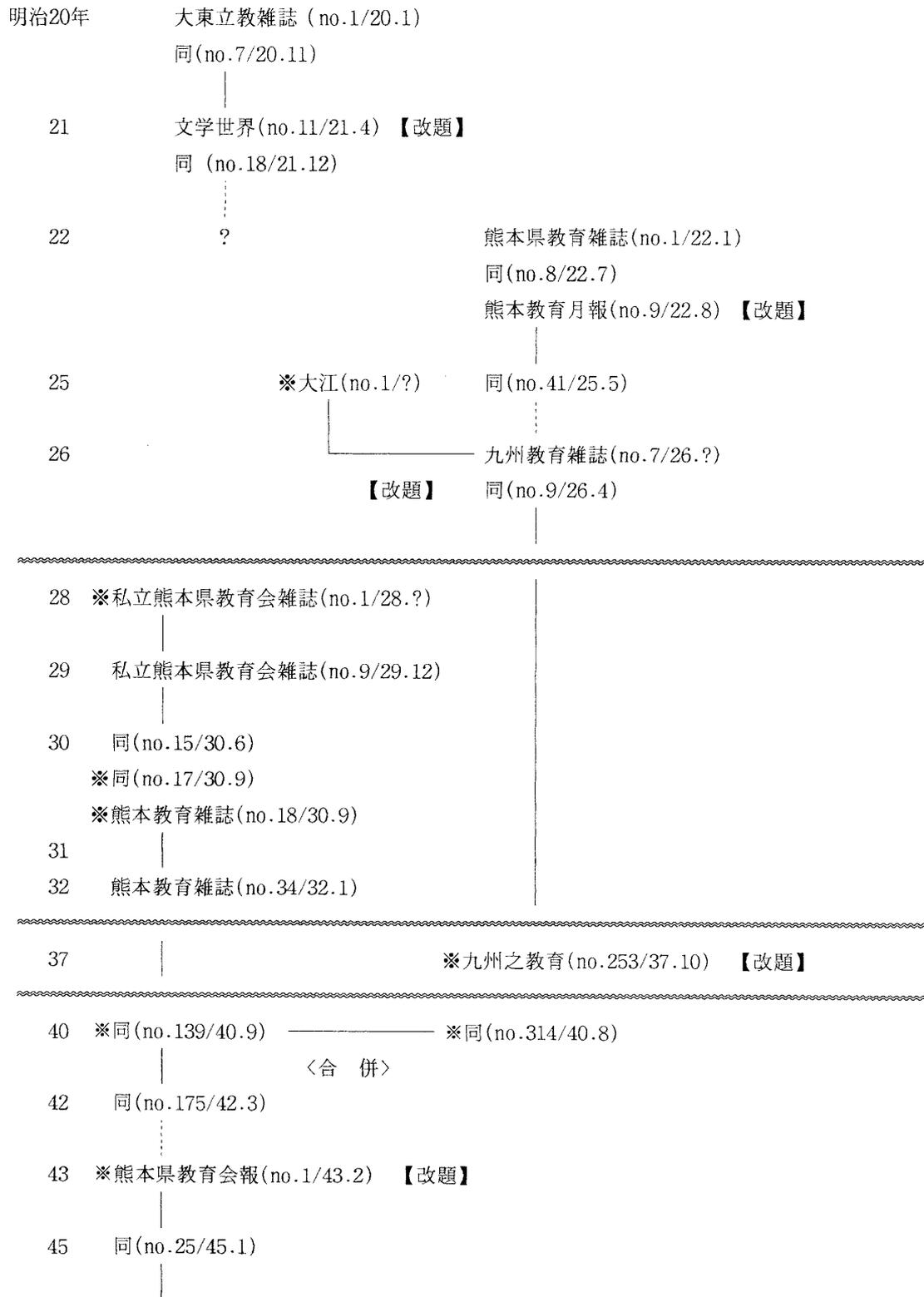
また前掲の渡部氏の研究によれば熊本県下の教育会雑誌は、以下のようになる<sup>17)</sup>。

【熊本県】	〈号数〉	〈発行期間〉	〈西暦〉	〈第三種認可〉
私立熊本県教育会雑誌	1—17	(m 28. — m 30.8)	: 1895—97/	
熊本教育雑誌	18—57	(m 30.9—m 33.12)	: 1897—1900+	
熊本県教育会報	1—131	(m 43.2—t 9.12)	: 1910—20+	M.43.2.10
熊本教育	136—411	(t 10.5—s 19.5)	: 1921—44/	

これらの研究および筆者が確認し得たところにより、熊本県下で発行された「教育雑誌の系譜」を示したのが「図 明治期における熊本の教育雑誌」である。この図から教育雑誌の系譜は2ないし3の系譜があることがわかる。すなわち「大東立教雑誌」から「文学世界」への系譜、「熊本県教育雑誌」から「熊本教育月報」を経て「九州教育雑誌」(のち「九州之教育」と改題)と続く系譜、最後に「私立熊本県教育会雑誌」から「熊本教育雑誌」を経て「熊本県教育会報」へ続く系譜である。先の「教育雑誌の変遷」の一部には次のような指摘がある<sup>18)</sup>。

勿論政党宗派といふが如き関係などはその性質上あるべき筈はない。然るに此の団体<sup>19)</sup>への応援者は割合に城南地方に多く、又それが地方の有力者といふので、間には政党関係もあると見ら

図 明治期における熊本の教育雑誌



注：雑誌名（号数／明治 年・月）， ※印は筆者未確認。

れ、且つは肥後の学派的伝統<sup>20)</sup>感よりして？毛嫌いされた傾きもあつた。(中略)是より先、別に「東肥教育会」といふが、矢張り熊本市内に起り、それも亦県下教育家の歴々結合したものであつた。そこで何やら両団体の間、そりが合はぬ風があり、感情的ともいほうか、多少の溝があつたやうで、暗闘も引続いた観もあつた。此の方面でも肥後人気風を現はしていたといつてもよからう。

このように、「大東立教雑誌」(済々黌関係者<sup>21)</sup>)系と「熊本県教育雑誌」系の対立が存在していたことがうかがえる。郡区レベルの教育会は熊本県でもすでに1887年以前に各地で成立をみる。県レベルの教育会の成立が1893(明治26)年と遅れたのは上記引用にある要因も考えられる。県教育会が成立した後もその機関誌たる「私立熊本県教育会雑誌」系と「九州教育雑誌」系の並立がみられる。両者の発行高を熊本市の統計書により比べてみると、1901年(8,640/23,008)03年(9,800/13,160)06年(1,680/12,350)となり、「九州教育雑誌」系が県教育会の機関誌よりもはるかに広い支持を受けていたことが推察できる<sup>22)</sup>。「九州之教育」は1907年8月号(第314号)をもって廃刊となり「熊本教育雑誌」と合併するが、内実は「これは県下に教育雑誌二誌は不要である」との声などにより「九州之教育」の名を廃し県教育機関誌「熊本教育雑誌」の名で「九州之教育」発行元が発行することになったものである。この後県下各郡市教育会統一の機運が熟して(連合ではない)「熊本県教育会」が成立するのを機に「熊本教育雑誌」は廃刊となり、1910年2月「熊本県教育会報」の第1号が創刊された。

このように複雑な要因が絡まりあって熊本県教育会の成立は遅れたと考えられるが、さらにこの要因を探るためには様々な形態の「教育会」を明らかにしておかなければならない。

## 2

府県教育会が成立するまでの様々な「教育会」をとりあげた研究として、渡辺宗助氏は上沼八郎、三浦茂一、竹内敏春の3氏をあげている<sup>23)</sup>。これらの研究は、長野・千葉・埼玉各県の教員有志の「教育会」をとりあげその自主的な活動を紹介しながら官製化していく姿、あるいは自由民権運動との関わりという側面を明らかにしている。この他に千葉昌弘、片桐芳雄、梶山雅史の3氏の研究がある<sup>24)</sup>。千葉氏は「高知新聞」「土陽新聞」記事を元に自由民権運動下にあると推測できる教育会を紹介している。片桐氏は愛知県や岡山県下での小学教則制定に関わって「公的」な教育会(地方当局の諮問機関)の活動を明らかにした。梶山氏は岐阜県教育会を支部レベルの動きも押さえつつどのように成立したかを精緻に明らかにしつつある。前に掲げた渡部氏のマクロな研究と、梶山氏に代表される全国各地の“ミクロ”な研究の蓄積が一体となって今後の「教育会」研究は進められなければならない。

熊本県の教育会研究は、教育令期の小学教則編成問題との関わりで触れられたものがある<sup>25)</sup>。ここでは、明治初期における「教育会」を取り上げ、当時の熊本県が抱える教育諸課題にどのように対応したかを見てゆきたい。

学制期の最も大きな課題は「小学の設立および普及」である。それを直接指導するのが学区取締である。熊本県では1873年早々に任命されたようであるが<sup>26)</sup>、翌年6月3日に全21条の「学区取締心得」<sup>27)</sup>が出された。この第1条は「管内ノ学事ヲ議スル為メ仮師範学校内ニ於テ集議所ヲ設ケ毎月六日ヲ以テ集会定期トス。各中学区一名ツ、総代トシテ更番出頭シ区内ノ事情興学ノ経紀等詳悉問申シ稟受スル所有ルヘシ。」とあり、仮師範学校内の集議所に毎月1回定日に集まり「学

事」について議論するとある。第2条では各中学区内でも毎月1回の会議を開くことを定めている。同年10月の県庁庶務課章程第二条学校掛規程の第十二則も学区取締会議の件である<sup>28)</sup>。

このような取り組みを受けて1875年度の「文部省第三年報」は「毎月一回七中学区取締ヲ集合シ興学施設ノ順序着手ノ難易或ハ出納ノ法不就学ノ勸奨父兄ノ説諭学資ノ募集等会議毎ニ合議ス唯其事実ニ就テ討論衆議スル迄ノ儀ニテ之カ問題規則等アルニ非ス其要ハ務テ下情ヲ暢達シ庁意ヲ通徹スルニアルノミ但シ集会毎ニ各中学区小学生徒就学増減表及勤務月報巡回日誌等ヲ具申セシム」と報告している。毎月1回県下の学区取締全員が集まり合議するが、それは興学のため「事実ニ就テ討論衆議」するにとどめられていた。まさに「下情暢達庁意通徹」するのが第1の目的であった。

そこで翌1876年7月20日から5日間教育会議が開催されることになり初めて「教育会略規」が制定された<sup>29)</sup>。会議の目的は「教育上ノ施設ヲ専ラトシテ起会スルモノナレハ教授ノ方法得失等ヲ主トシテ議スヘシ然レトモ区戸長取締等ノ庶務スヘキ限内ノコトト雖教育ニ必要ナルコトハ議按ヲ立ルモ妨ナシトス」(第1条)とあり、参加者は「管下一般教員ノ代議員」(第2条)であった。会頭・書記は議員中より選挙により選出され(第3・4条)、「議按」の立按者は議員(第5条)、議決は多数決(第6条)で県官等は列席していても議決に加われない(第7条)など、後の諮問会的性格とは大いに異なるといえる。これは前年来公選民会設立運動の高まりのなかで出された1876年3月公布の「熊本県臨時民会規則」、7月20日開催の県民会議<sup>30)</sup>の影響も考えられよう。しかし実際は、学区取締・訓導・学区派出教員等が師範学校に集まり5日間会議を行ったこと、「六級の地球問答を廃する件、二級一級の暗算を廃する件、第一級卒業試験法如何」が議事として取り扱われたという程度しか今のところ明らかにできない。

本格的な会議規則としては1878年6月13日制定の「教育会議規則」<sup>31)</sup>である。先の「教育会略規」が3章構成の全12条であったのに対し、これは3節構成の全28条である。会場を当分師範学校とし議員は、学区取締・訓導からなり「教育上ノ議事ヲナス」ことを目的とする(第1条)。具体的には第14条に「議目ノ要領」として「教育ニ関スル一切ノ事、学資、学校、教員授業生等ノ事、教則、学事ニ関スル諸則ノ事、学齢調査、褒賜」をあげている。会期は3日間を限度として、常会を7月11日から1月11日からの年2回、他に臨時会(長官の命か議員25名の十分の六以上の申し立ての上長官の許可を得る)も想定されていた(第2・3条)。議長は「本県学務官」とし(第4条)、「官吏教員授業生就学生徒」以外の「縦聴」を禁じた。76年の時明記されていなかった学区取締を議員に加え、取扱事項を明確にした。従来の学区取締会議は毎月行われ、その都度諸調査簿なども提出しなければならず繁細にすぎる<sup>32)</sup>ことから学区取締の負担を軽減する意味も込められていると思われる。回数も増加したが議事進行が県官であること、議決は多数決によるが賛否同数の場合は議長が決定すること(第13条)、決議事項を遵守する義務を当局は負わない(第16条)などまさに諮問機関たる性格が明瞭に読みとれる内容である。

同年6月4日から師範学校付属小学校を会場として学区取締会議が開催された。会頭は田口政五郎七等属、幹事師範生徒舎長坂口元雄の下、「授業料徴収議案、中学校設立議案」が審議された<sup>33)</sup>。授業料を1等～3等に分け、その額を1ヶ月20銭・12銭・6銭に区分する案と20銭・15銭・10銭・6銭に区分する案が提示され、会議では(1)原案の4区分案(2)20銭・15銭・10銭・8銭・5銭・3銭の5区分案(3)10銭・6銭・3銭の3区分案(4)原案の3区分案が議論された後起立多数により(1)説の4区分案に決定した。第2条は「前条三等ニ分ツト雖山間僻陬ノ村落ニ至テハ尚其実地ノ景況ニ依リ六等ニ分ツモ妨ケナシ其時ニ当テハ区長学区取締戸長等協議見込ヲ立伺出ルモノトス」が原案であるが、(1)伺出る(2)届出るの2案が議論され原案の(1)説が

多数決で採択された。これに、別途「従来の慣習に依り授業料徴収せざるも妨げなし」という文字を加えるとの動議があったが、これも多数決により加えることに決定した。概して原案もしくは原案に近い案が多数決をもって決定されたが、第2条の追加事項のように変更の余地はあるようである。

翌7月1日より3日間臨時教育会議が開かれた<sup>34)</sup>。文部省制定の小学教則が廃止されたが熊本県は甲第91号で「(前略) 追テ当県ニ於テ右教則制定候迄是迄之通可相心得此旨布達候事」と布達した<sup>35)</sup>のを受けた形といえる。

7月4日の「熊本新聞」<sup>36)</sup>によれば、「明治六年文部省より御達の小学教則は先般廃止せらる旨甲第九拾壹号を以て御布達ありたるが今度右教則制定の儀に付学区取締小学教員等徴集ありて師範学校に於て去る一日より3日間の臨時会議を開かれ同日はハ午前七時三十分富岡権令公親しく臨んで開場式を執行せられたり」とある。今の我々にとっても朝7時半の開会式に知事が臨席することを想起すれば、この会議への期待が並々ならぬことを示しているといえる。当日の様子は同新聞7月6日、8日の記事でうかがえる<sup>37)</sup>。本来「教育会議規則」によれば議員は25名であるが、各中学区より4名ずつ7中学区で28名、外に師範学校より主員2名第五課より客員2名総員32名。議長は規則通り熊本県七等属田口政五郎、録事は師範校より撰挙し御用係藤崎熊雄外に三等訓導白石修太郎同水野浩舎長坂口元雄の四名である。やや長くなるが権令富岡敬明の演説書を記事により紹介する。

本月一日午前七時権令富岡君并議事係り諸員出校ありければ同八時二十分録事ハ各議員を議場に延き籤を抽かしめ各其席に着かしむ席定り富岡君議場に臨む満場起立敬礼す富岡君各員に向ひ今般文部省より従来の学制を廃し自今の教則は各府県の適宜に任せられたれば県下に於て適宜の教則を設立せんが為め委員に命し議案を草し会議に付す各員宜しく審議を尽されよ猶其主意は演舌書を以てすと口述ありて本県七等属吉田較一氏をして其書を朗読しせむ其文に云

政治ノ善良ハ国民ノ精神ヲ養フニ在リ其精神ヲ養フハ教育ヲ盛ニスルニ在リ教育ヲ盛大ニスルハ学資ノ如何ニアリ学資ノ如何ハ人民ノ信否ニアリ然リ而シテ人民ノ信否ハ教師其人ヲ得ルト教則其度ニ適スルトニ関ス故ニ砲煙僅ニ消シテ小学師範学校ヲ興シ将来師範トナルヘキモノヲ養成シ蓋其卒業派遣ノ期モ近キニアルヘシ今ヤ文部省ニ於テ小学教則ヲ廃シ地方ノ改選ニ任スルモノ偏ニ是人民ノ度ニ適センコトヲ欲スレハナリ爰ニ於テ更ニ委員ヲ命シテ其草案ヲ起サシメ之ヲ教育会定期ニ先チ臨時会ヲ起シ学務官ヲ以テ議長トシ区长学区取締教員等ヲ召集議員トナシ諮詢スル所ナリ各員ノ如キハ区内人民ノ信依ヲ受ルト小学生徒ノ教授ヲ掌ル所ノ責任ナレハ宜シク時勢人情ニ適スルヲ主トシ審議ヲ尽サレヨ其学資ノ如キハ亦他日ノ会議ニ譲ラン

明治十一年七月一日

熊本県令富岡敬明

議事は水野浩が説明書を読み上げ、答弁は主任者白石修太郎が行ったが、「交に問答ありたれど主任者の明弁滔々流るが如し能々衆議を解けり」というようにさしたる問題もなく学務課案を審議し、高等上等下等の2・3・3年制計8年制の小学教則を決定し同年8月10日甲第124号として発布した<sup>38)</sup>。

この新たな教則に対する意見として「熊本新聞」の鎌田安が論説欄に好意的に書いている。(前略) 県令富岡君ハ本年七月一日ヨリ同月三日ニ至ル三日ノ間師範学校ニ於テ学務吏員及教員ヲ招集シ旧制ヲ斟酌シ三等ノ小学科ヲ設ケ之ヲ會議ニ付シ文部省ノ許可ヲ不日將ニ施行セラル、所アラントス実ニ教育ノ真理ニ進入スル我輩何ソ賀セザルヲ得ヤ (以下略) <sup>39)</sup>

## おわりに

熊本県で「教育」という文字が冠された雑誌が発行されたのは1889(明治22)年である。しかし「教育雑誌」のみならず「学術雑誌」等もそれ以前から多く発行されていたと思われる。今回はこの1887年以降の教育雑誌の系譜づけを試みた。さらに県教育会の成立以前における様々な教育会それも原初的な「諮問会」と位置づけられるものの紹介を試みた。後者の手がかりとしては「新聞」(欠号多し)に依らざるを得ないのが現状である。今後は、自主的な「教育会」も視野に含めた報告をしたい。

## 注

- 1) 明治期の地方教育会に関する先行研究としては、以下の諸氏のものがある。千葉正士『学区制度の研究』1962, 石戸谷哲夫『日本教員史研究』1967, 佐藤秀夫「高等教育会および地方教育会」(海後宗臣編『井上毅の教育政策』1968), 金子照基『明治前期教育行政史研究』1967, 神田修『明治憲法下の教育行政の研究』1970, 片桐芳雄「明治前期「教育会議」研究序論—『文部省年報』を手がかりに—」(『地方教育史研究』全国地方教育史研究会紀要第3号1982)。
- 2) 注1)佐藤秀夫論文, pp. 793~805.
- 3) 同上, pp. 795~796.
- 4) 5) 渡部宗助「もう一つの公教育史—府県教育会の発展と解散—」(『教育と情報』no.384, p. 33 1990)
- 6) 同上, p. 34.
- 7) 1881年6月20日文部省達第21号「府県教育会ハ其規則等伺出及開会ノ都度議事顛末届出」, 同日文部省達第22号「区町村教育会ヲ開設セントスルモノハ其規則調査」, 国立教育研究所第一研究部教育史料調査室編集『学事諮問会と文部省示諭』p. 27, 34. (1979)
- 8) 同上書 pp. 118~119.
- 9) 渡部宗助『府県教育会に関する歴史的研究—資料と解説—』pp. 17~19. (1991)
- 10) 同上書 pp. 22~30. 青森県では「青森教育雑誌」が1887年3月より、「陸奥教育会雑誌」が1888年より刊行開始。奈良県では、「奈良県教育会雑誌」が1892年8月より刊行されている。また、『青森県教育史』第1巻によれば1890年9月私立青森県聯合教育会が成立したとある。(p. 1233 1972)
- 11) 同上書 pp. 22~30. 山形県では「私立学事会雑誌」が1883年5月刊行され、熊本県では「私立熊本県教育会雑誌」が1895年刊行されている。
- 12) 熊本県教育会編, 中巻 pp. 513. (1975年臨川書店復刊本を使用。原著は1931年刊行)。
- 13) 「大東立教雑誌」第1号の刊行年は、1987(明治20)年1月。
- 14) 「文学世界」第11号(刊行年は1888年4月)によれば、同年3月8日紫溟学会学術部の集会で東肥教育会を設置することを決め、4月8日同会を開き同会規則を制定したとある。
- 15) 注13), 14)を参照。
- 16) 前掲『熊本県教育史』中巻 pp. 536~540.
- 17) 注9), p. 22~30. m: 明治, t: 大正, s: 昭和, /印: その題号の雑誌の終巻を意味する。+印: その題号の雑誌の続刊の可能性を示す。
- 18) 注12)に同じ。
- 19) 「熊本県教育雑誌」「熊本教育月報」を出版していた同志教育懇談会のことを指す。「教育雑誌の変遷」(注9)中の「教育同志懇談会」は誤り。
- 20) 幕末期以来肥後熊本では学校党, 実学党, 勤王党の3派に分かれ相対立していた。城南地方は, 実学党の地盤であった。
- 21) 学校党は済々黉(私立中等教育機関)を開校した。
- 22) 九州教育雑誌はその誌名や「彙報欄」に九州各県の公文をはじめ教育記事が必ず掲載されている。

- 23) 注9)p. 15. 上沼八郎「信州における地方教育会生誕の背景—地方教育史研究ノート・1 (『名古屋大学教育学部紀要』31 957), 三浦茂一「明治十年代における地方教育会の成立過程—千葉教育会を例として—」(『地方史研究』107 1970), 竹内敏晴「明治十年代埼玉県における教員と教育会」(『季刊教育運動研究』15 1981).
- 24) 千葉昌弘『土佐の自由民権運動と教育』第1章 高知県における自由民権運動と教育問題 (1) 政談・学術演説会と教育問題 pp. 28~36 (1987), 片桐芳雄「愛知県における小学教則自由化と地域教育会議」「岡山県における小学教則編成と地域」(『自由民権期教育史研究—近代公教育と民衆—』第4章自由民権運動下の教則編成 pp. 175~245(1990). さらに, 1991年4月以降の研究成果として梶山雅史の一連の研究をあげる必要がある。梶山雅史「明治前期岐阜県教育会の研究(1)」(『岐阜県歴史資料館報』第16号1993), 同「岐阜県下地方教育会の研究」(『岐阜大学教育学部研究報告』人文科学編 第42巻第1号1993), 同「岐阜県下地方教育会史の開拓にむけて」(岐阜県教育史研究会『岐阜県教育史研究』創刊号1994), 同「岐阜県下地方教育会の研究」(第19回全国地方教育史学会発表レジュメ1996).
- 25) 堀浩太郎・藤川裕典「明治初期における小学教則編成問題について—熊本県を中心として—」『熊本大学教育学部紀要』人文科学編 第43号1994.
- 26) 拙稿「熊本県近代公教育制度成立史(1)」『熊本大学教育学部紀要』人文科学編 第35号 p. 248 1986.
- 27) 荅北町史編さん委員会編『荅北町史』pp. 748~753 1984.
- 28) 注26)pp. 248~249.
- 29) 『熊本県教育史』上巻 pp. 567~569.
- 30) 森田誠一・花立三郎・猪飼隆明『熊本県の百年』pp. 45~47 1985.
- 31) 「熊本県布達便覧」1878年, 203~208丁および佐藤秀夫監修『府県史料教育25』pp. 89~91 1986.
- 32) 注29)pp. 569~570.
- 33) 同上書 pp. 573~574. 「熊本新聞」1878年6月22日(第326号), 24日(第327号), 26日(第328号)参照.
- 34) 注29)pp. 415, 574~575. 「熊本新聞」1878年7月4日(第332号), 8日(第334号).
- 35) 「熊本県布達便覧」1878年, 151丁.
- 36) 「熊本新聞」第332号.
- 37) 「同」第333号, 334号.
- 38) 「熊本県布達便覧」1878年, 204~228丁.
- 39) 「熊本新聞」1878年8月14日第352号.